

国際予備審査機関	国家機関「ウクライナ国立知的財産イノベーション庁(UANIPIO)」			附属書 E UA
次の受理官庁について管轄する国際予備審査機関	UA			
国際予備審査機関に支払う手数料：				
予備審査手数料（PCT規則58） <sup>1</sup>	ー国際調査報告を同機関が作成している場合： EUR 50 <sup>2</sup> 160 <sup>3</sup> ー国際調査報告を他の機関が作成している場合：EUR 70 <sup>2</sup> 180 <sup>3</sup>			
追加の予備審査手数料（PCT規則68.3） <sup>4</sup>	EUR	60 <sup>2</sup>	180 <sup>3</sup>	
取扱手数料（PCT規則57.1） <sup>5</sup>	EUR	213		
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料（PCT規則71.2） 写しの入手方法	1 頁につき	EUR 0.40		出願人及び選択官庁は、請求した場合に限り、国際予備審査報告に列記された文献の写しを入手できる 写しの請求は当該官庁の郵送用あて名又はファクシミリ番号(380-44) 494 05 06に送付すべきである
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（PCT規則94.2）	1 頁につき	EUR 0.90		
異議申立手数料（PCT規則68.3(e)）	EUR	20		
遅延提出手数料（PCT規則13の3.2）	なし			
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：75%払戻し			
国際予備審査のために受理する言語	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、ウクライナ語			

[次頁に続く]

- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- ロシア語又はウクライナ語で審査が行われる場合。
- 英語、フランス語又はドイツ語で審査が行われる場合。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

---

U A                      国家機関「ウクライナ国立知的財産                      U A  
イノベーション庁(UANIPIO)」(続き)

---

審査しないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、発明及び実用新案の権利保護に関するウクライナの法律規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。
----------------	---

---

国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか？	国際予備審査機関に問合せされたい
------------------------------------	------------------

---

委任状の提出要件の放棄<sup>6</sup>

国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
----------------------------------	---------

別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない
-------------------	--------

国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄していない
------------------------------------	---------

包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない
---------------------	--------

---

<sup>6</sup> 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。